

遠隔指示装置付水道メーターの設置基準

いわき市水道局

1. 適用範囲

この基準は、共同住宅（3階以上の居住用のみに使用する建物）で、水道局メータ以降の各戸に遠隔指示装置付水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する場合に適用する。

2. 集中検針方式

集中検針方式とは、各戸に設置されたメーターの計量値を伝送線で1箇所に集め、集中検針盤の住戸選択用押しボタンを押すことにより、順次検針器に4桁デジタル表示させる方式である。

（標準図－1）

3. 事前協議

設計及び工事施工にあたっては、事前に図面等を提出し水道局と協議しなければならない。

(1) 申請場所図

最寄りの駅またはバス停から申請場所まで、目標等を入れて分かりやすく記入された地図

(2) 屋外配管図 [1次側]

本管分岐取出し箇所から受水槽の設置場所までを記入した詳細図

（平面図 縮尺 1/100～1/500）

(3) 配管系統図 [2次側]

受水槽の設置場所から、建築物の配置及び集中検針盤・各戸メーターまでの位置を記入した詳細図

(4) 各室詳細図

各戸メーター及び配管・水栓器具類等の位置を記入した詳細図

（平面図 縮尺 1/20～1/50）

(5) メーター部分拡大図

メーター室の各メーター配管及び端子ボックスの位置等を記入した詳細図

（平面図 側面図 正面図 縮尺 1/40～1/60）

(6) 集中検針盤配置図

集中検針盤取付け位置及び近辺の状況を記入した詳細図

（平面図 正面図 縮尺 1/40～1/60）

(7) 集中検針盤配列図

集中検針盤における各戸メーター呼び出しの配列を記入した詳細図

(8) 配線系統図

各戸メーターから集中検針盤までを記入した詳細図

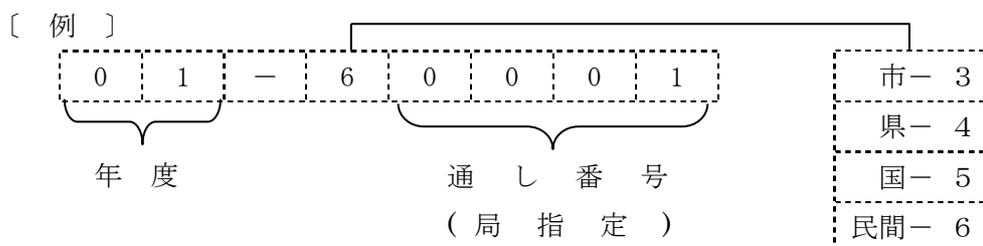
4. メーター

水道局指定のものとし、次の各号によるものとする。（別表－1）

(1) メーターの口径は、13mm、20mm、25mmの3種類とする。

- (2) メーターの機構は計量された数量値が、メーター上部のマグネットから記憶装置の指示機構に m^3 単位で指示記憶され、その数値に対応した電気信号として接点により読み出されるものとする。
- (3) 記憶装置は分離型とし、メーター本体に固定されたものとする。
- (4) メーターは、水道局の指示する位置に記号及び番号を打刻したものとする。

年度及び通し番号とし、5桁の数は次により区分する。



5. 集中検針盤

水道局指定のものとし、次の各号によるものとする（別表－1）

- (1) デジタル計量値表示部及び各種操作スイッチからなる検針器とする。
- (2) 数量値の表示は、4桁の m^3 単位によるデジタル表示とする。
- (3) 検針器は、すべて手動検針を行うことができる型式とし、メーターの設置数が1棟100個以上の場合は、自動検針が可能な型式とする。
- (4) ドアスイッチ及び電源スイッチを内蔵したものとする。
- (5) 扉表面には、各称及び製造業者名を記載する。（標準図－2）
- (6) 扉裏面には、操作方法及び部屋番号を記載する。（標準図－3）

6. メーター室

- (1) 次の標準寸法以上とする。

| メーター口径 | 寸法（幅×奥行×高さ） |
|--------|-----------------------|
| 13mm | 600mm × 300mm × 700mm |
| 20mm | 650mm × 300mm × 700mm |
| 25mm | 700mm × 300mm × 700mm |

- (2) 設置場所は、各戸の通路に面し使用者が不在でも屋外からの検針、点検及び取付工事に支障がない場所とする。
- (3) 漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水又は水はけに必要な措置をする。

7. 共用栓用メーターボックス

- (1) 共用栓用メーターを設置する場合は、局指定のメーターボックスを使用する。
- (2) メーターボックスの位置は、凹地を避け水はけがよく維持管理に支障のない場所とする。

8. 止水栓及びメーター前後の配管

メーターの性能・点検・取替等に支障のないように行い、次の各号によるものとする。

- (1) 配管は、ビニールライニング鋼管（SGP-VB）を用い露出部分は防寒する。
- (2) メーターの上流側に開閉防止用ボール式止水栓を水平に設置し、その上流側にストップバルブ又はスリースバルブのいずれかを水平に設置する。（メーター室の構造により水平に設置できない場合は、垂直設置も可とする。）

9. メーターの設置

- (1) 原則としてメーター室内に設置する。
- (2) 給水栓より低位置にし、かつ水平に設置する。
- (3) 配管の洗浄作業が完了後に設置する。
- (4) 他の配管もしくは計量器等に近接するときは、その離隔は20cm以上とする。
- (5) メーターの凍結を防止するため、保温材にてメーターを覆うものとする。

10. 端子ボックスの取付け

原則としてメーター室内とし、点検及び伝送線の脱着が容易で湿気のない場所とする。

11. 中継ボックスの取付け

当該建築物の内部1階とし、維持管理に支障のない場所とする。

12. 伝送線の施工

メーターと集中検針盤間の伝送線の施工方法は、電気設備工事共通仕様書（建設省営繕部）通信設備工事に準ずるものとし、伝送線の抵抗値は往復50Ωとする。

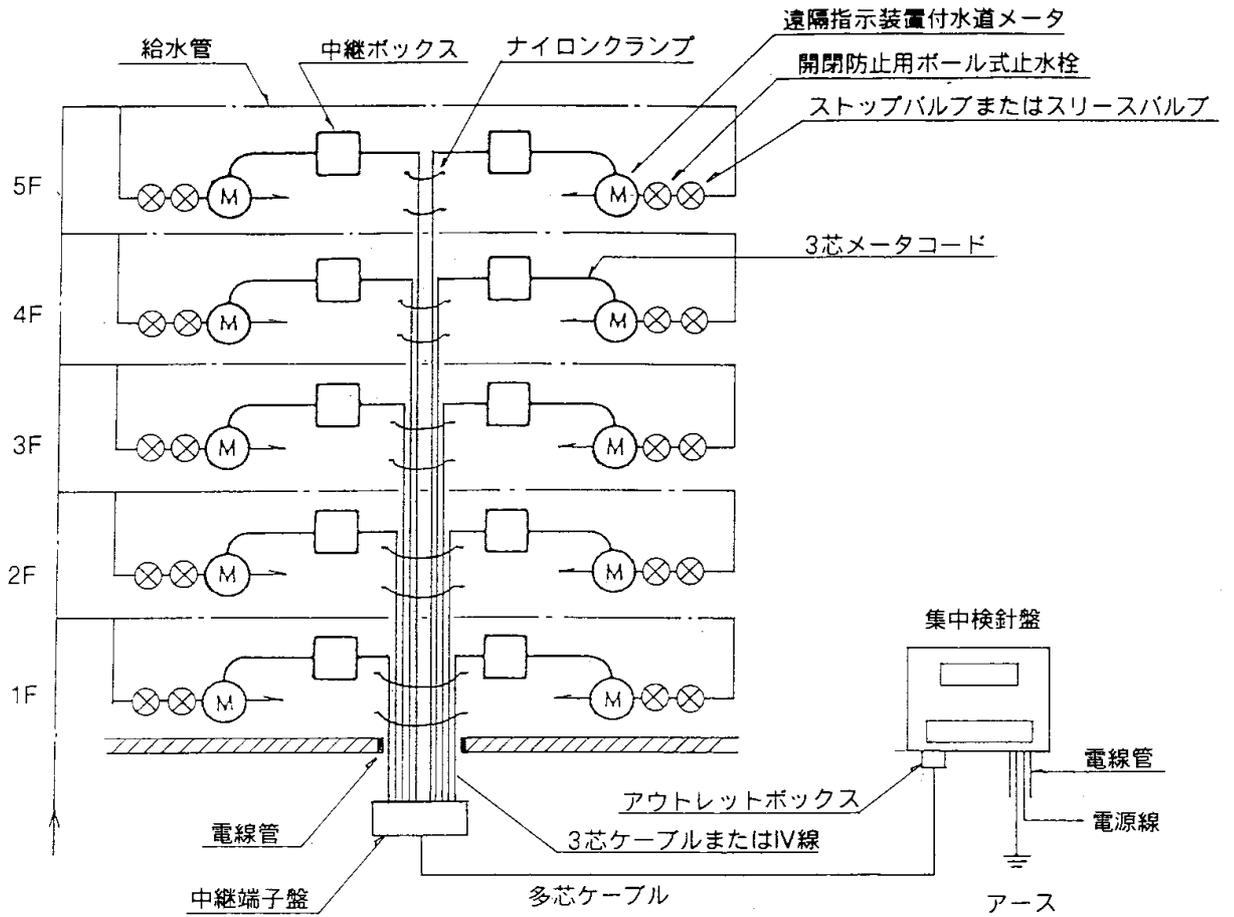
13. 集中検針盤の設置

- (1) 原則として1棟1パネルとする。
- (2) 当該建築物の内部1階郵便受箱付近とし、検針・点検・修理に支障のない場所に設置し次の場所は避ける。（標準図-4）
 - ① 直接雨、日光に当たる場所（当たる場合は防塵防雨ケースに収納すれば可とする。）
 - ② 塵埃の多い場所
 - ③ 有害ガスの発生する場所
- (3) 原則として取付け高さは床面から検針盤上端まで1.5mとし、扉の開閉・計量・点検が容易な場所に取付けする。（標準図-5）
- (4) 集中検針盤内への湿気、埃の潜入を防止するため防湿材及びコーキング材等によるコーキング仕上を行う。

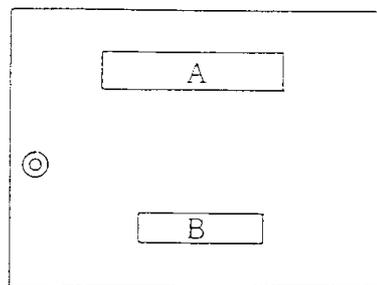
14. 疑義

この設置基準に記載のない事項又は解釈について疑義のあるときは、水道局と協議することとする。

標準図-1



標準図-2



A、Bの記載例

A 水道メータ集中検針盤

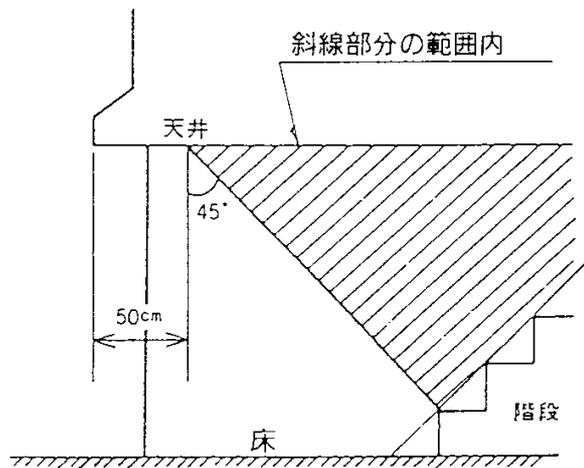
B 製造業者名

標準図一3

| | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 操作方法 | 5 F | 501 | 502 | 503 | 504 |
| | 4 F | 401 | 402 | 403 | 404 |
| | 3 F | 301 | 302 | 303 | 304 |
| | 2 F | 201 | 202 | 203 | 204 |
| | 1 F | 101 | 102 | 103 | 104 |

部屋番号

標準図一4



標準図一5

